

1. 件名：東芝エネルギーシステムズ(株)原子力技術研究所臨界実験装置（NCA）の  
廃止措置計画に係る行政相談
2. 日時：令和4年10月24日（月）14時40分～15時10分
3. 場所：原子力規制庁 10階会議卓A（TV会議により実施）
4. 出席者
  - （1）原子力規制庁  
原子力規制部 研究炉等審査部門  
金子安全規制調整官、立元管理官補佐、島村主任安全審査官、  
井上安全審査専門職
  - （2）東芝エネルギーシステムズ株式会社  
原子力技術研究所 担当部長 他2名
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. その他  
提出資料  
資料：NCA廃止措置における放射線モニタの更新に関して

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	おはようございます。
0:00:02	本日の資料の説明をさせていただきます。
0:00:07	本日はN C A廃止措置における放射線モニター本震に関するヒアリング御説明を進めたいと思います。
0:00:17	資料 2、ご提示、あ、すみません資料共有できます。
0:00:23	現場の方から始めますか。いえ。
0:00:30	共有させていただきますので、お手持ちの資料があると思いますが、
0:00:36	放射線モニターの更新を進めるということで、
0:00:42	計画は、ちょっと遅れ気味ですが今回このような、2020年に年度から始めたいというふうに思っています。
0:00:51	今回の
0:00:54	肥料モニターにつきましては、これまでに、N Cは廃止措置で機能停止工事というのを行っております。
0:01:05	この機能停止工事に伴いまして、
0:01:08	中性値及び水モニターはもうすでに機能を停止しております。そのためその工事、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:16	行わないということで、ガンマ線エリアモニター、ガスモニタ、ダストモニター、
0:01:21	この三つの更新。
0:01:24	をさせていただくことにしております。
0:01:27	この更新対象とするモニターは、ちょっとここに書きましたが平成7年、認可、平成
0:01:36	8年使用前検査というものに、降格したものであります。
0:01:41	で、ここの部品といいますか景色とかアンプとかそういうものは、市販品ではありますんですが、
0:01:51	それらの仕様を合わせて組み合わせて設計するようなもの。
0:01:55	提案で全体が、
0:01:58	市販低いわけではありません。
0:02:02	あと個別の機器については更新前のものと同じ製品というのはすでに内容で、
0:02:08	こんなモニターとして同じ性能のものと、
0:02:11	を交換するというふうにさせていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:16	で、先ほど中性値富ズーモニターは、交換する更新しないと言いましたのは、
0:02:24	中性子は運転中に、
0:02:27	清潔作業質問化するものであって、水モニターは運転中に、炉心タンクの水をモニターするというものでありますので、
0:02:36	もう今、運転は停止しておりますので、この二つを使う必要は、
0:02:40	ないということで、
0:02:42	清野、いわゆる廃止措置計画の性能維持施設にも該当しないということになります。
0:02:50	次の2ページ目なんですけども、
0:02:52	要求性能につきましては、
0:02:55	この子に更新前更新後というふうに、
0:02:59	書いております。
0:03:01	検出器につきましても、
0:03:04	何かありましたように、更新後は中性子、
0:03:08	水モニターは抜いております。
0:03:10	根井。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:11	検出器につきましては、後に書いてある通り、同じ検出器を使います。
0:03:17	また要求性能につきましても、更新前と更新後で、
0:03:22	同じ要求性能のものを使うというふうにさせていただきます。す。設計 振動、設計条件の地震についても基準水平震度 0.3 ということで満た す、
0:03:34	設計といたします。
0:03:37	で、今回のこの放射線モニターにつきましては、すでに認可を受けてお ります廃措置計画の、
0:03:45	7 番性能維持の位置構造及び設備並びその性能を
0:03:52	維持すべき期間。
0:03:54	に示される性能維持の設備に該当いたします。
0:03:59	で、この中の 7 章及び小 7-1 というところに、
0:04:05	記載をしております。それについては末尾の添付の方に添付させていた だいております。
0:04:14	根井。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:15	この7章のには表7-1に記載した機能及び性能が維持されていることは、保安規定に基づいて行う定期事業者検査自主検査及び中止において確認し、
0:04:27	故障或いは経年変化の結果その維持性能を維持することが困難な場合には、
0:04:32	保安規定に基づいて必要な修理工障害を考慮するというふうに記載をされております。
0:04:39	従いましてですね、基金、すでに認可済みの廃止措置計画において、保安規定に基づいて、
0:04:47	更新を行えるということが規定されていると、いうふうに言えます。
0:04:54	まだですね、このNCの保安規定
0:04:58	第9章、保守第87条におきまして、
0:05:05	ちょっと途中でいきますけども修理取りかえまたは改造、
0:05:11	その機能を変えず性能を同等もしくは同等従事する場合に限る。
0:05:17	を行う場合は廃止措置計画において変更の認可を受けて、修理取りかえた改造を行う場合と同じ所内手続きで、
0:05:25	実施することを規定していると、いうふうに記載しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:29	ちょっとこれがわかりにくい表現になっておりますが、
0:05:32	この表現をから、
0:05:35	本件放射線モニター更新は、
0:05:38	上記の供用期間中の施設の設計及び工事方法の認可を受けた時について す注意と1回または改造括弧その機能解除性能同等もしかする場合に限 る。
0:05:51	というこれに、
0:05:53	該当する、もうちょっと書き下しますと運転中に設工認を受けた機器だ と、それを交換する場合は、
0:06:03	措置計画の新たな変更認可申請は不要であるとみなせるというそういう ふうなことになっております。
0:06:10	今、解体の87条、ここに、下にそのまましてきております。
0:06:18	ですね。
0:06:21	なおですね保安規定の、
0:06:25	次のページに14ページにいきますけども、
0:06:28	保安規定の86条。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:32	或いは設置購入を要するN C A施設の修理取りかえまたは改造に対する社内手続き、
0:06:38	というのを示しております、今回の放射線モニターの更新には、
0:06:42	適用されるということになります。
0:06:47	まだですね、
0:06:49	下に多様な表現で保安規定の第49条及び第2表に放射線管理機器というものが載っておりますが、
0:06:59	それはサーベイメーター等に対するものであり、これまた今回の対象ではないということで、今回はあくまで87条というものに従って、
0:07:10	というふうに
0:07:12	なります。
0:07:16	次にですね、挨拶計画において記載注記維持すべき性能というのは、
0:07:21	警報設定値において警報を発信できることというものであり、これまでのPHITSコーディングの要求性能を確保すれば、容器慶應発信に関する性能は満足
0:07:33	ということになります

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:34	警報設定については、保安規定第1表をここに下に載せましたがこのよ うなことになっております。そうです。
0:07:44	なお、実際のインターの設計仕様は装置の性能を考慮し、前述の要求性 能で示した検出器筒管理よりも低い値、さっきちょっと話がありまし た。
0:07:58	高精度になっているという場合がありますけども、
0:08:02	第1編手術警報設定値は実際の装置の建設管理をもとに設定しておりま す。
0:08:10	ここで以上の説明ですが実際交換、今回のヒアリングでご確認したいの は、先ほども申しあげましたような措置計画の変更を必要とせずに、
0:08:22	保安規定及び、品質管理計画に基づいて実施するという事でよろしい でしょうかということです。なお品質管理に関しましては、保安規定 に、別にします品質管理計画、
0:08:35	7個別業務に関する計画の策定実施ということに基づいて、更新作業を 行うということにしたいと思っております。
0:08:44	ご説明は以上になります。
0:08:48	よろしくお願いいたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:51	はい。規制庁嶋村です。それではただいまのご説明いたしまして、
0:08:57	確認事項でもお願いします。
0:09:02	はい。それでは規制庁シマムラですけれども、こちらの方から何点か確認させていただきます。N C Aは主要施設でも、
0:09:16	あると思うんですけれども今回のそのモニターについては主要施設使用許可と、
0:09:22	全然関係がないという理解でよろしいでしょうか。
0:09:29	そうですね。今回は使用施設とは関係のない部分になります。現場よろしいですねそれで。はいそうです。はい。
0:09:40	はい。し主要施設のモニターはまた別にあるということよろしいですか。
0:09:49	中央し、違う。いやそうじゃないです。
0:09:53	違う。
0:09:58	町施設に、うん、はい。
0:10:00	ちょっとすみませんちょっと確認します。
0:10:07	は、
0:10:09	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:13	違いはありますが一応使用施設です。
0:10:22	41 条着替える上があるんですか。
0:10:25	す。
0:10:33	ちょっと今確認ではそんなわけではないですね、あれ。
0:10:39	様。
0:10:42	三つね。
0:11:02	皆さんの時間で、
0:11:06	1、7、
0:11:08	準備。
0:11:12	松橋委員。
0:11:15	結構ですけども、このモニターが使用施設にも共通使われるかどうかと というような議論でよろしいですか。どうぞ。2 施設の
0:11:28	次は、今までは入れられたら大丈夫です。
0:11:41	はい、田上です。
0:11:48	学びらしい、今まで B、C、D、いや、
0:12:12	規制庁進まないですけども、こっち横切と、今日用ということであれば またこちらも

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:23	使用施設の基準とかを見ないといけないってことになるかと思うんですけども、
0:12:32	それでお聞きしてるんですけども、はい。
0:12:37	はい、わかりました。次にヴィアの吉井です。
0:12:44	ただ、CBCなくて、
0:13:03	話。
0:13:06	間宮。
0:13:11	いや、多少時間かかりそうなので夜昼は次の質問行きますかね。
0:13:21	はい。これやった方がいるよね。そう。時間もなんで、杉尾で今回
0:13:33	性能については、廃止措置計画には記載されてないわけなんですけれども、その性能の値とあって、
0:13:48	どのような、
0:13:50	文書、
0:13:53	記載されて保存されるとかな何ていうんすかね品質マネジメント上の文書との関係。
0:14:03	どうなってますでしょうかというのは、次の質問なんですけども。
0:14:07	ですね、まず、確かに廃止措置計画の中には今示しましたような、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:15	塀の方は、
0:14:18	書いておりませんので、今回更新後に、は
0:14:23	何て言いますかね前と切望人。はい。
0:14:30	あとは
0:14:32	家なんかの文書残るかということですよね使用前検査はないですけども、自主的に検査をしますので、そういう検査記録は、
0:14:42	残りそ国で、更新計画を作ってその中に、
0:14:52	記載することになると思います。
0:14:59	品質マネジメント等に
0:15:05	規定させて、はい、品質マネジメントの文章で、幾つもあると思うんですけれどもその中に、は、
0:15:15	入ってくるってことでよろしいですか。はい。入ってきますね。はい。 例えば、
0:15:22	規制庁シマムラですけれどもこれは 87 条、保安規定の 87 条に書いてあるこの N C A 補修計画書とか、
0:15:33	こういうものには記載されるんですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:36	都市計画自体にはそこを細かくは書かないかもしれませんがそこを起点に、今度品質管理部、個別業務計画とか、
0:15:47	書いていきますので、その中で、法人計画を立てるということを決めて、
0:15:53	その更新計画の中に細かい数字等はIT、あと仕様ですね、個人の仕様あたりは、
0:16:02	個別業務計画、調達計画の中で書かれていくことになると思います。はい。規制庁しますということは私
0:16:14	資料の中にどこ。
0:16:19	は、相談事項の最後に
0:16:24	品質管理計画の小津個別業務に関する計画、
0:16:31	に基づいて行うって書いてありますけどこの
0:16:38	この、これに基づいて作られる文書には出てくるということによろしいですか。はい。橋場クマノミドウです。その通りそのように我々も考えてます。
0:16:49	はい、わかりました。
0:16:55	それからですねもう1点なんですけども、床、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:59	定期事業者検査性能維持施設Ⅱでもありますし、定期事業者検査を行う と思うんですけど、定期事業者検査って、
0:17:09	どんな検査をするかという多分警報が
0:17:14	要は設定値でちゃんとなるかどうかとか、そういった検査ということで よろしいでしょうか。
0:17:24	はい、桂です。そうです。おっしゃる通りです。はい。
0:17:28	他にほかには特に
0:17:31	警報が鳴るかどうか。
0:17:34	実際、他に何かありますか、確認して継続検査。
0:17:41	訃報えろうですね、あと、先生の戦略があるから、
0:17:47	線源当てて神田
0:17:50	警報の前に所管の感度を確認する性能検査を行います。はい。
0:18:00	ということはですね
0:18:04	作って、
0:18:08	厚生連ああそうですねここは計測器の校正みたいなのを行ってから、
0:18:14	検査をすると、そういうことですね。
0:18:17	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:18	はい。
0:19:41	す。
0:19:59	あと地方紹介ですけどけんけん場の方使用施設は、
0:20:03	確認中ですか今、クマノミドウさんが今確認中でちょっと今、
0:20:08	わかってるものがちょっと別の現場に行っちゃってて、今、
0:20:13	三角です。
0:20:47	規制庁のタツモトです。
0:20:51	本規定の関係で4政治名になお書きがあって86条の話があるんですけども、この86条は、施設についての規定であるので、今回の機器については関係ありませんっていうご説明ということでよろしいですか。
0:21:06	はい。すいませんちょっと違いましたね86条は、
0:21:12	あくまで運転中の設工認のときのための話。
0:21:18	ということで、
0:21:20	施設とか部品とかいう意味ではないです。
0:21:25	97条1措置のときの話という。
0:21:28	はい。引き続き、
0:21:34	あの運転中に使ってたのが86条という、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:12	規制庁タツモトです。今 86 条が関係するような、何か修理取りかえ改造というのはどういうものになるんですか。
0:22:22	東芝井坂です。今の時点で、
0:22:30	46 条が関係するというと、設工認が必要になるということですよ。
0:22:40	です。
0:22:45	例えば天野と芝クマノミドウです。例えば、この廃止措置の中で、燃料を、
0:22:56	解体してちょっとペレット取り容器に詰め替えるみたいなことを考えているんですが、そうしたときに、
0:23:06	グローブボックスのような装置を一定期間、設置してその中で作業するみたいなことを、ちょっと考え、
0:23:16	たりしてしまして、そういった場合は、そういうことになるんじゃないかと考えていますが、
0:23:23	規制庁佐藤です。了解しました。衛藤はい措置段階ではあるんだけど、何かそのグローブボックスなり何か建屋なりってものを新しく建てようとした時にその設工認レベルでの、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:34	審査が必要なものっていうところで、理解しました。ただ今回のものについてはすでにもう不幸にとれていてそれが廃止措置段階の維持管理になっていてそれと同じものに更新するだけなので、
0:23:49	87条ですか、の方で整理をしているということで、
0:23:53	理解しましたがよろしいですか。はい。東証課長の通りです。はい。ありがとうございます。ありがとうございます。もう一つなんですけど、4ページのなお書きの後のまた書きで49条があるんですけど、この49条を説明してもらっている理由は何なんでしたっけ。
0:24:11	東芝紹介ですこれはちょっとあえてという説明ですけども、放射線計測機器というのが49条にも書いてあって、
0:24:26	それが今回のモニターと関連。
0:24:30	するのが紛らわしいのでちょっとあえてこれ49条は、
0:24:35	今回のものとは違いますよというのを、
0:24:38	説明を、あえて説明させていただきただけです。規制庁南雲です。この49条とは関係ない機器であるってことはわかりました。ただこれ49条だと、また何か管理の方法とか取りかえ、修理取りかえとかで何か対応が変わってくるんですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:57	4、東芝紹介です 49 条はあくまで可搬的な、
0:25:03	現場で用いるサービメーカー等の
0:25:08	話でありますので、今回のモニター、
0:25:12	いわゆる数億とか設備のようなモニターとは、管理の方法はもちろん変わってきますね。はい。
0:25:26	管理の方法というか、
0:25:30	イメージ的にも現場で使う機器みたいなイメージで、
0:25:38	規制庁タツモトです。このまた書きについては今回の相談とは全く関係のない条文というふうに認識しましたが、それでよろしいですかね。
0:25:48	はい。今回の条文とは関係ありません。はい。はい、わかりました。ありがとうございます。
0:25:53	すいません。はい。
0:27:31	違う。
0:28:09	当初は紹介ですが、ちょっと現場、対応者みずから捕まらないようですが、今、見さして、し映させていただいてますように、
0:28:20	モニターは使用施設には出てこないですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:26	今探してる前には、ちょっと見てないんでないんですね。うん。そういう認識で間違いないと思ってます。一応念のため、
0:28:36	うん。大杉宗、根井。
0:28:42	そうなんかな。
0:28:50	んし、
0:28:55	0
0:29:00	設備だろうね、設備疲労、うん。
0:29:05	出てこないと。
0:29:09	うん。
0:29:10	本当は入ってないよね、F C。
0:29:14	だって、
0:29:16	義務、
0:29:29	いろいろちょっといいですね。
0:29:32	特に候補
0:29:35	施設M Eが、
0:29:41	はい。置いてない。
0:29:48	魚住角。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:52	A、
0:30:04	阿南。
0:30:11	うーん。
0:30:13	はい、規制庁曾根ですけれども。すいません主要施設。
0:30:20	に該当するかどうかにつきましては
0:30:24	ちょっともう1回、
0:30:28	精査していただいて、もし、はい。地上設備にも該当するということがあれば、こちらの方主要施設になりますと
0:30:38	別の班にも、
0:30:41	関係してくるって話になりますので、
0:30:45	また、はい、その場合にはまたご連絡をお願いします。
0:30:50	そうですね。はい。
0:30:53	いきたいと思いますけど。はい。はい。
0:30:55	ただ最近ね、N9、0。変えたからね。沖田。
0:31:01	あまり規制庁さんのおっしゃってること聞いてないよね。
0:31:07	うん、そうそう。
0:31:10	大丈夫かもしれない。はい。山田。ちょっと確認させていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:18	はい。確認いたします。
0:31:21	はい。はい、そうします。確認します再生規制庁シマムラちゅはい、それではこれで録音の方、
0:31:31	終わらせていただきますのではどうぞありがとうございました。ありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。